



# 島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第91号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第45号）

## 1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

## ア 薬事法に基づく次の権限

指定薬物を取り扱う者に対して製造等を禁止された指定薬物の廃棄等を命令すること及び当該職員に当該指定薬物の廃棄等の処分をさせること。

## イ 食品衛生法に基づく次の権限

(ア) 食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときに検査を受けるべきことを命ずること。

(イ) 食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を解剖に付すること。

## ウ 食品衛生法施行令に基づく次の権限

(ア) 食品衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置を講ずべき旨の通知

(イ) 検査を受けようとする者から検査の申請書を受理すること。

(ウ) (イ)の申請に係る試験品を採取すること。

(エ) (イ)の申請に係る試験品を検査すること。

## エ 食品衛生法施行条例に基づく次の権限

(ア) 食品取扱従事者に対して健康診断を受けるべき旨の指示をすること。

(イ) 食品衛生責任者が受講する講習会を実施すること。

(ウ) 食品取扱従事者を対象とした衛生講習会等の受講を指示すること。

## オ 土壌汚染対策法に基づく次の権限

(ア) 使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた土地の所有者等で汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けたものから土地の利用の方法の変更の届出を受理すること。

(イ) (ア)の届出をした者に対し、汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときに確認を取り消すこと。

(ウ) 土地の掘削等土地の形質の変更をしようとする者から土地の形質の変更の届出を受理すること。

(エ) 土壌汚染のおそれがある土地の変更が行われる場合に調査及び報告を命ずること。

(オ) 汚染の除去等の指示措置等を講じない者に対し当該措置等を講ずべきことを命ずること。

(カ) 要措置区域等内の土壌の汚染状態が基準に適合すると認めること。

(キ) 汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者から届出を受理すること。

(ク) (キ)の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。

(ケ) 非常災害のために汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者から届出を受理すること。

(コ) 汚染土壌の搬出時の届出をした者に対し必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(サ) 汚染土壌の適正な運搬及び処理のために必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(シ) 管理票交付者から汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出を受理すること。

(ス) 汚染土壌処理業者に対し処理方法の改善等の措置を講ずべきことを命ずること。

(セ) 汚染土壌処理施設を処理の事業の用に供した者に対し汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

## カ 土壌汚染対策法施行規則に基づく次の権限

(ア) 特定有害物質の種類を土壌汚染状況の調査実施者に通知すること。

(イ) 搬出しようとする土壌に係る基準に適合する旨の認定の申請を受理すること。

(2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成22年 4 月 1 日から施行することとした。

**規****則**

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第45号**

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部島根県漁業調整規則の項第 1 号中「第54条」を「第52条」に改め、同部島根県内水面漁業調整規則の項第 1 号中「第40条」を「第66条」に改める。

別表保健所の部薬事法の項に次の 1 号を加える。

3 第76条の 7 第 1 項の規定による指定薬物の廃棄等の命令及び同条第 2 項の規定により廃棄等の処分をさせること。

別表保健所の部食品衛生法の項中第 7 号を第 8 号とし、第 1 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の前に次の 1 号を加える。

1 第26条第 1 項の規定による検査の命令

別表保健所の部食品衛生法の項に次の 1 号を加える。

9 第59条第 1 項の規定による死体の解剖

別表保健所の部食品衛生法の項の次に次のように加える。

○ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）

1 第 5 条第 1 項の規定による必要な措置を講ずべき旨の通知

2 第 5 条第 2 項の規定による検査（県央保健所、浜田保健所又は益田保健所が命令をしたものに限る。）の申請書の受理（浜田保健所に限る。）

3 第 5 条第 3 項の規定による試験品の採取

4 第 5 条第 3 項の規定による試験品（県央保健所、浜田保健所又は益田保健所が採取したものに限る。）の検査（浜田保健所に限る。）

別表保健所の部食品衛生法施行条例の項に次の 3 号を加える。

4 別表第 1 の第 1 の 1 の(6)のイの規定による健康診断を受けるべき旨の指示

5 別表第 1 の第 3 の 2 の規定による講習会の実施

6 別表第 1 の第 4 の 2 の規定による衛生講習会等の受講の指示

別表保健所の部土壌汚染対策法の項第 4 号中「第30条」を「第55条」に改め、同項第11号中「第29条第 1 項」を「第54条第 1 項、第 3 項及び第 4 項」に改め、同号を同項第25号とし、同項第10号中「第 9 条第 4 項」を「第12条第 4 項」に、「第 9 条第 1 項」を「同条第 1 項」に、「第30条」を「第55条」に改め、同号を同項第15号とし、同号の次に次の 9 号を加える。

16 第16条第 1 項の規定による土壌の汚染状態の基準の適合の認定

17 第16条第 1 項の規定による汚染土壌の搬出をしようとする者の届出の受理

18 第16条第 2 項の規定による同条第 1 項の届出に係る事項の変更の届出の受理

19 第16条第 3 項の規定による非常災害のために汚染土壌の搬出をした者の届出の受理

20 第16条第 4 項の規定による同条第 1 項又は第 2 項の届出をした者に対する措置命令

21 第19条の規定による汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令

22 第20条第6項の規定による汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出の受理

23 第24条の規定による汚染土壌処理業者に対する改善命令

24 第27条第2項の規定による汚染土壌処理施設を処理の事業の用に供した者に対する措置命令

別表保健所の部土壌汚染対策法の項第9号中「第9条第3項」を「第12条第3項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第8号中「第9条第2項」を「第12条第2項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第7号中「第9条第1項」を「第12条第1項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第6号中「及び第2項」を削り、「命令（第30条の規定による協議を要するものを除く。）」を「の指示」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

11 第7条第4項の規定による指示措置等の命令（第55条の規定による協議を要するものを除く。）

別表保健所の部土壌汚染対策法の項第5号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「第30条」を「第55条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

5 第3条第4項の規定による土地の利用の方法の変更の届出の受理

6 第3条第5項の規定による確認の取消し

7 第4条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理

8 第4条第2項の規定による土壌汚染状況調査及び報告の命令（第55条の規定による協議を要するものを除く。）

別表保健所の部土壌汚染対策法施行規則の項を次のように改める。

○ 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）

1 第1条第1項の規定による土壌汚染状況調査の報告期限の延長

2 第3条第3項の規定による特定有害物質の種類のお知らせ

3 第16条第1項の規定による法第3条第1項ただし書の確認の申請の受理

4 第16条第4項の規定による承継の届出の受理

5 第21条の規定による確認の取消しのお知らせ

6 第60条第1項の規定による搬出しようとする土壌に係る基準に適合する旨の認定の申請の受理

別表保健所の部の次に次のように加える。

保健環境科学研究所

○ 食品衛生法施行令

1 第5条第2項の規定による検査（松江保健所、雲南保健所、出雲保健所又は隠岐保健所が命令をしたものに限る。）の申請書の受理

2 第5条第3項の規定による試験品（松江保健所、雲南保健所、出雲保健所又は隠岐保健所が採取したものに限る。）の検査

別表児童相談所の部児童福祉法の項第30号中「及び第7号の2」を「から第7号の3まで」に改め、同部児童福祉法施行規則の項第2号中「第36条の37第1項」を「第36条の41第1項」に改め、同項第3号中「第36条の38第1項」を「第36条の42第1項」に改める。

別表食肉衛生検査所の部食品衛生法の項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

1 第26条第1項の規定による検査の命令

別表食肉衛生検査所の部食品衛生法の項の次に次のように加える。

○ 食品衛生法施行令

1 第5条第1項の規定による必要な措置を講ずべき旨のお知らせ

2 第5条第3項の規定による試験品の採取

別表食肉衛生検査所の部食品衛生法施行規則の項第1号中「第21条」を「第71条」に改め、同項の次に次のように加える。

## ○ 食品衛生法施行条例

- 1 第4条第1項の規定による許可証の交付
- 2 第5条の規定による廃業、休業又は再開の届出の受理
- 3 第6条の規定による集団給食施設の開設の届出の受理
- 4 別表第1の第1の1の(6)のイの規定による健康診断を受けるべき旨の指示
- 5 別表第1の第4の2の規定による衛生講習会等の受講の指示

別表水産事務所の部島根県漁業調整規則の項第1号中「第54条」を「第52条」に改め、同部島根県内水面漁業調整規則の項第1号中「第40条」を「第66条」に改める。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。